

Title	『内外法制沿革略』を中心としてみた中金正衡の思想：奥平壹岐から明治の官僚中金正衡へ
Sub Title	
Author	長谷山, 彰(Haseyama, Akira)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1992
Jtitle	近代日本研究 Vol.9, (1992.) ,p.59- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19920000-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『内外法制沿革略』を中心と

してみた中金正衡の思想

——奥平壹岐から明治の官僚中金正衡へ——

長谷山 彰

一

慶應義塾図書館の蔵書中に中金正衡の手になる『内外法制沿革略』と題する和本四冊が存する。明治八年八月東京本石町二丁目江島萬笈閣の刻行で、第一冊の冒頭には

明治七年甲戌十月

東京 牛籠二十騎町十六番地住居

中金正衡白

として著者による緒言が記されている。それによれば、

政治之學ニ志ス者ハ先ツ内外建國之異同及其開化ノ等差ヲ察スルヲ要スベシ 本邦古今ノ沿革ヲ知リシカル後外國ノ沿革ニ及ヒテ彼我長短取捨ノ論ヲ立ツヘシ(中略) 余諸書ヲ閱スルニ從ヒ本邦古今政令ノ沿革ヲ略抄シ或ハ歐州各國ニ及フ 蓋シ己レカ備忘ニ供スヘク且ツ子弟内外ノ沿革ヲ知ルノ捷路ヲ開カント欲ス

とあり、政論の基として、欧州各国の制度を觀察するに先立って、先ず日本の法制の沿革を略述したものであることが知られる。

従って、著者が述べる如く、『内外法制沿革略』という書名を冠しながら同書では我が国古来から明治に至るまでの法制を扱うのみで欧州のそれに触れる処がなく、その点では書名に比して内容的にやや物足りない印象を受けるのであるが、二つの理由から同書を以って紹介に値する一本として評価しうるのである。

一つは著者中金正衡が維新前奥平壹岐と名乗り、豊前中津藩の名門の子息として『福翁自伝』にも登場する人物だという点であり、二つには同書の中で啓蒙的見解を述べた部分が福澤諭吉の思想に極めて類似しており、その影響を推測しうるといふ点である。

『福翁自伝』⁽¹⁾に初めて奥平壹岐の名が登場するのは福澤が蘭学修業の為に長崎に赴いた際、藩の家老の息子である壹岐が光永寺に寄宿していたのを頼って、寺の居候としてころがり込んだ経緯を記す段である。さらにその後、壹岐の紹介で長崎の砲術家山本物次郎の食客となるなど、福澤にとっては上長に当たり、修業の便宜を計ってもらった人物であるにもかかわらず、『福翁自伝』では全般的に壹岐に対する評価は芳しくない。福澤によれば、その原因は山本家に寄宿した福澤の勉強が長足の進歩を遂げるのを見た壹岐が妬心を発し、中津に隠居していた実父に諮って福澤の母が病を得たとの偽手紙を出させ福澤を中津へ呼び戻させようとしたことよっている。結局、この時中津の親類から真相を知らされた福澤はそれを機に長崎を去り、多少の曲折を経て大坂の緒方洪庵の

門下に入っている。また『福翁自伝』には、後日兄三之助の死に遭って福澤が一時中津に帰省した処、壹岐もまた長崎から戻っており、屋敷に伺候した福澤は壹岐が長崎から持ち帰った和蘭新版の築城書を弁舌巧みに借り受け盗写してしまおうという一件のあったことや、さらに適塾で三年間学んだ福澤が安政五年、江戸の奥平藩邸に呼ばれ藩士の子弟の蘭学教育にあたることになった時、壹岐もまた江戸家老として赴任しており、金に窮した福澤が壹岐の処へ原書を持ち込んで買い上げを強請するといった事などが記されている。

『福翁自伝』の奥平壹岐に関する記載は大体以上のようなものであるが、その壹岐が後に改姓して中金正衡となるのである。その間の事情については『福澤諭吉傳』⁽²⁾に詳しいが、それによれば壹岐は江戸家老として権勢を奮っていたが、文久三年に至って同藩の壮年下士が、時勢の急に應じて諸藩が改革に乗り出す中で本藩のみ旧弊を改めざるは江戸家老奥平壹岐が元凶であるとして排撃の拳に出た為、狼狽した藩庁は壹岐を罷免すると同時に糺弾者の首魁等数人を処罰して事を治めている。この事件の後、壹岐は藩籍を脱して本姓の中金に復し、明治維新後は役人生活の傍らいくつかの著作を発表することになるのである。

このように幕末における奥平壹岐の印象は封建的な門閥制度における上士階級の典型ともいべきものであり、これまでの一般的評価も概ね同様であった。しかし、『内外法制沿革略』をはじめ明治以降の著書から知られる壹岐の学問的素養の深さと西欧思想に関する知識の該博さは従来の印象とは全く異なる壹岐の一面を伝えており、また、福澤との関係についても『福翁自伝』の記載によって考えていたものとはやや異なった事情が推測されるのである。そこで以下に『内外法制沿革略』の内容を紹介しながら奥平壹岐の人物像について少し検討を加えることにしたい。

『内外法制沿革略』は中金正衡としての著書の一つであつて、その内容を挙げるならば、卷一の一から十一までは我が国法制の根本として律令格式の四者の原由を略述し、次いで官職の沿革に及んでいる。そこでは本朝の律令格式として大宝律令、弘仁格式、貞観格式、延喜格式の名を掲げ、大宝律令及び延喜格式の各篇目名を詳細に列挙している。また、弘仁格の序文によつて近江令から大宝令、養老令への改正及び令義解編纂の経緯に触れ、さらに弘仁・貞観・延喜三代の格の序文の抜萃を載せている。

卷之一の十二からは

次キニ官制法律ノ沿革ヲ略記シテ初学ノ一覽ニ便ス

として、大化前代の国造・県主に始まつて大臣・大連、令制の太政大臣・左右大臣の官名及び推古朝の冠位十二階、孝徳・天智・文武朝の官位制度を挙げ、特に官位令、選叙令、考課令の概略に触れて令制の官職制度を説明している。令制以降では摂関制を経て、平氏政權、鎌倉幕府の開創とその官制、北条氏による執權政治の展開、建武政權、室町幕府、さらに織田・豊臣政權を経て徳川幕府から明治維新までの歴史をそれぞれの官制を中心に略述している。中でも徳川幕府の官職制度に関する記述は詳細で、大老・老中に始まつて城代・遠国奉行、郡代等及び、高家の由来なども記し、さらに附録として嘉永六年のペリー来航から、日米和親条約の締結、桜田門外の変、下関・薩英戦争、生麦事件、長州征伐など幕末の動乱を経て、大政奉還、維新へと続く経過を逐一記している。

しかし、全体としてみれば同書は基本的には概説の書であって、学界に独自の学説を打ち樹てるまでには至っていないようである。ただ、その中で、卷之一の六において

文武天皇四年三月ニ詔シテ王臣ニ令文ヲ讀習ハシムトアリ。コノ令文トイフハ疑フラクハ近江令ノコトナルヘシ。大

寶^{五年ニ改}元ナリ。元年三月ノ紀ニ始テ新令ニヨリテ官名位號ヲ改制ストイフコハ近江令ニヨリテ修撰改定アリシモノナル

ヘシ。新令トイフハ即チ大寶令ナリ

とあって、大宝令は近江令を改正したものとしているが、これは大宝令以前の令としては近江令のみを認め、淨御原令の存在を認めないという立場をとるもので、その根拠としては弘仁格序文が天智朝の近江令に次ぐものとして文武朝の大宝令を挙げ、その間の天武朝に触れる処がないことにより一個の説を為すものと考えられる。

現在の通説では近江令に次いで天武朝に淨御原令が編纂され、これを改定して大宝令が撰定されたとするが、以前においては佐藤誠実博士の『律令考』⁽³⁾、中田薫博士の『古法雜観』⁽⁴⁾等が淨御原令不存在説を採って学界に有力な地歩を占めていたから、中金の理解は淨御原令不存在説として比較的早い部類に属するものであるといえよう。

また、卷之一の三に、律令の篇目として律は第一名例律から第十二断獄律まで、令は官位令から雜令までを挙げるが、その冒頭に

文武天皇ノ朝ニ贈太政大臣藤原不比等奉勅ノ撰アリ

としているから、中金はこれを大宝律令の篇目名とみなしていたと思われる。江戸末期において令義解等によってみることのできた令が大宝令であるとの説は荷田在満がその著『令三弁』で唱えており、春満、在満、冬満と

三代続いた荷田家の律令字は当時天下に流布していたから中金もこれに拠ったものであろう。尤も、実際には近世以降まで伝存した令は養老令であり、既に江戸期において尾張藩の稲葉通邦は『神祇令和解』を著して在満の説を駁し、伝来の令が養老令であることを証しているし、他に江戸の村田春海も同様の結論に到達していたが、これらの説は広く知られることがなかった為中金も気付かなかったようである。⁽⁵⁾

その外、巻之一の二十に唐の考課令の概略として掲げる部分ほとんどが伊藤東涯の『制度通』を典拠とする等、同書で示される中金の知見は幕末における律令学の到達水準を大きく越えることはなく、独自の学派を為すものとはいえない。しかし、律令格式から貞永式目、公事方御定書、新律綱領、改定律例までを一括して紹介し、初学者の便覧に供せんとした試みは当時にあつては斬新なものといつてよいのではなからうか。法制の変遷を中心として古代天皇制から明治維新までの歴史的経過を理路整然と叙述している点も中金の教養水準の高さを窺わせるものである。また他書と比較しても、明治二十五年に萩野由之、小中村義象、増田于信の三氏によって刊行され現在も流布する『日本古代法典』が中金と同様浄御原令不存在説を採り、律書殘篇、法曹至要抄、貞永式目、御定書百ヶ条等を取めるものの官職制度の沿革に触れる処がなく、また新律綱領、改定律例を欠いている事に比べれば、中金の法制沿革に対する関心は広範囲に及んでおり、法制史の概説書としては極めて整ったものであるということができよう。

三

『内外法制沿革略』には日本の法制に関する記述に加えて、日本の近代化における政府と国民の関係について中

金の考えが詳細に述べられている。

政府論についてみると卷之一の三十七において欧米各国の政治体制と日本を含めた東洋のそれとの違いについて考察を加えている。まず東洋の政治理念に關しては、

君長タル者ハ人民ヲミルコト赤子ノ如ク（中略）殊ニ我先皇ハ舊史ニ載セタル如ク宮室ヲ卑シ衣食ヲ儉シ民ニ貧苦ナカラシメント日夜御心ヲ勞シタマヘリカ、ル御世ニハ租稅ヲ薄クシ人民ヲシテ欣々然トシテ至尊ヲ仰キ奉ル天日ヲ拝スルカ如ク是ヲ親ムコトハ父母ノ如シ是最上ノ治績トイフヘシ

とし、君長は人民を赤子の如く愛恵すべきものであり、現に古の天皇は宮室を質素にして儉約に務め、民の租税を軽減するなど、善政を施した為、民の天皇を仰ぎみること天日を拝するが如くであつたとして、このように人民にとって君長が父母の如くあることが最上の治績になるとしている。一方、欧米各国にあつては

歐米文明ノ國々ハヨク人民ノ保護行キ届キ飢寒流轉ノ者ナク皆家業ニ汲々トシテ利益是ツトム其治績ノ見ルヘキハ同一ナリシカシソノ政治ノ本ヲ考フレハワレハ情ヲ本トシ彼ハ利ヲ本トス利ハ即チ理ノシカルヘキ所ナリ其論タルヤ國中飢寒流轉ノ人民アルハミナソノ人民知識ヲ開カサルニヨル遊惰ニ長シ自ラ其禍ヲ招キ且政府ニモ其利ヲ得ヘキナシ終ニハ其國ノ衰弱トナルニ至ル故ニ賢愚各其分ニ應シ業ヲ執リソノタケミ勉強スレハ決シテ飢寒ヲ招クコトナク政府モ自ラ利スルコト多シ

とし、人民を保護してその業を遂げしむるという治績の表面上においては東洋と異なるところはないが、政治理念の根本をみるならば、儒教的政治理念が情を本とするのに対して、欧米各国の政治は利（理）を本としている処に差異がある。また、人民に飢寒流転あるは人民の智識が開かれず、遊惰に流れるによるのであるから、人民が各々その分に應じて生業に励み、勉学に努めれば飢寒を招くことなく、政府もまた利するところ多しとする。さらに

故ニ政府ハコレヲ懲勸シ智識ヲヒラカシメ人民一己天然ノ權利ヲ得セシメ毫モ其志ヲ束縛セス唯ソノ人民各業ヲ執リ
 自他交際ノ事ニ付キ能クコレヲ保護スルヲ務メトス

とあり、政府の採るべき道としては人民を教化して智識を開かしめ人民固有の権利を保障してこれを束縛せず、
 各々の生業を営ましめ、社会関係を保護すれば足りるとする。

中金のこのような政府観は明治初年に刊行された福澤論吉の著書にみえる所論と共通するものがあり、仔細に
 比較するならばそこに福澤の影響を認めることが可能である。中金の『内外法制沿革略』は明治八年の刊行であ
 るが、慶応二年には既に福澤の『西洋事情』初編が刊行されているし、次いで明治元年に『西洋事情』外編、同
 三年『西洋事情』二編、そして同五年には『学問のすゝめ』初編、同六年『学問のすゝめ』二・三編と続き、同
 七年から九年までの間に『学問のすゝめ』四〜十三編が順次刊行されている。

これらの著書で福澤の示した政府観は社会契約論的立場によって政府に過度の権力の集中することを嫌い人民
 の独立をもつて国家の基本とするものであった。実学を修め、その後土農工商各其分を尽し銘々の家業に励め
 ば一身も独立し家も独立し、ひいては国家も独立するというのが『学問のすゝめ』初編で福澤が主張する処であ
 り、同編では

凡そ世の中に無智文盲の民ほど憐むべく亦悪むべきものはあらず。智恵なきの極は恥を知らざるに至り、己が無智を
 以て貧究に陥り飢寒に迫るときは、己が身を罪せずして妄に傍の富める人を怨み、甚しきは徒黨を結び強訴一揆など
 とて乱妨に及ぶことあり（中略）西洋の諺に愚民の上に苛き政府ありとはこの事なり。こは政府の苛きにあらず、愚
 民の自から招く災なり。愚民の上に苛き政府あれば、良民の上には良き政府あるの理なり。

と、人民の無智が暴政を招くことを述べ、

先づ一身の行ひを正し、厚く學に志し博く事を知り、銘々の身分に相應すべきほどの智徳を備へて、政府は其政を施すに易く諸民は其支配を受けて苦みなきやう、互に其所を得て共に全國の太平を護らんとするの一事のみ。

と結んでゐる。『西洋事情』外編卷之二にも、

人間交際の基本は、人々躬から其心力を勞し躬から其實に任ずるに在り。(中略)故に政府たるもの、(中略)國民の動靜を思慮し、之が為めに周旋せんとするは、啻に其民の煩を為すのみならず、有害無益、過分の勞と云ふ可し。

とあり、人民が政府を立てる由來は人民各自の意志によつてその一身を維持し処世の自由を保つことにあり、政府はその固有の權利を保護すれば足りるといふのが福澤の繰り返し主張する處であつた。

また『學問のすゝめ』十一編では東洋的政治理念についても触れ、

亞細亞諸國に於ては國君のことを民の父母と云ひ、人民のことを臣子又は赤子と云ひ、(中略)民を撫するに情愛を主とし、(中略)上の徳化は南風の薰するが如く、民の之に従ふは草の靡くが如く(中略)されどもよく事實を考れば、政府と人民とはもと骨肉の縁あるに非ず、實に他人の附合なり。他人と他人との附合には情實を用ゆ可らず、必ず規則約束なる者を作り、互に之を守て厘毛の差を争ひ、雙方共に却て圓く治るものにて、此乃ち國法の起りし由縁なり。

とあつて、君長を父母とし人民を赤子として徳化をもつて政治の基本とするアジア諸國のあり方を批判し、政府と人民の契約により國を治めるを良としている。

これらの点をみるならば中金の政府觀はその根本において福澤の影響を蒙つてゐるといわざるを得ず、同様のことはその租稅論においても見出すことができる。『内外法制沿革略』卷之一の三十八に

租稅ノ薄ハ正政ノ貴フ所ナレトモ此頃ニ至リテハ人事繁クナリユケハ政府之費用亦漸ク多クナレハ自ラ租稅ヲ加ヘサルヲ得ス 人民モ稅ヲ出シテ尚其保護ヲ頼マサルヲ得ス

とあつて、(儒教的徳治政治が)租稅の薄きを貴ぶのに対して、近代政府にあっては人民が充分の負担をなし政

府を維持してその保護を受けるべきであるとするが、福澤もまた『西洋事情』二編卷之一において収税論の項を立て、一国の公費を給するの法を論ずると題して、国民が政府維持のため応分の税を負担すべきことを説き、さらに分頭税と物品税の相異得失など一国税制の有り方についてこと細かに述べ、税の用途にまで言及している。

これらの諸点からみる限り、中金の政府論をはじめとする諸見解は福澤の影響の下に成立したと考えてほぼ間違いないものと思われるが、一方で、『内外法制沿革略』の叙述の中には福澤の思想と全く異なるものも含まれている。それは君主観、天皇観であつて『内外法制沿革略』卷之一の三十五に天皇を中心とする日本の国体について中金の見解が示されている。ここでは

按ニ上古ヨリ自今代に至ル迄治乱様々ナレトモ我國體苟モ變革アルコトナシ（中略）今日復古ノ政制ハ即チ往古ノ遺制ニ本ツキ太政官及ヒ諸省ノ職制ヲ改定シ封建ノ宿弊ヲ一變シ天皇躬カラ大政ノ權ヲ執ラセタマヒ再タヒ天日ヲ仰クノ思ヒヲナス

として天皇制をもつて上古より不変の国体とみなしている。尤も君権万能というのではなく、

近年西洋ノ各國窮理ノ學ニ由リ厚生利用ヲ唱へ自主自由ノ民權ヲ主張シ毫モ其權利ヲ束縛セス 交易互市萬邦相親日々開化ノ域ニ進ム 依テ君ノ權威ヲ以テ人民ヲ壓抑スルコト前年ノ如クナラシメス

と、開化の世にあつては前代とは異なり君権をもつて人民を抑圧すべからずとするのであるが、結論としては

但我國體ヲ存スルヲ準トシ君主獨裁ノ國體ヲ基トシ其政治ノ作用ハ君民同治ノ公理ヲ折衷シ聖主良輔共ニ諮詢シ彼我ヲ取捨シ漸々改正アリ

として、君主独裁を基としながら時勢の開進に依じて君民同治の公理を折衷し政制の改正を図るべしと主張している。

このような天皇観は明治の初めにおける福澤のそれとはかなり異なったものである。福澤も明治十五年に出された『帝室論』では「一国の帝王は一家の父母のようなものだ」とし、皇室をもって位階勲等を披う荣誉の象徴とするなどその積極的価値を認めるに至るのであるが、明治初年にあつては天皇制に対して極めて冷淡であつて、天子など幾人あつても邪魔とするに足りないことと述べたこともあり、明治八年の『文明論之概略』巻之一では

都て世の政府は唯便利のために設けたるものなり。國の文明に便利なるものなれば、政府の體裁は立君にても共和にても其名を問はずして其實を取る可し。

としている。また後年の『帝室論』にしても君主政治を主張するものではなく、皇室に道徳的模範、文化の保護者としての役割を求めているにすぎない。

結局、中金はその政府論においては福澤の影響を受け民権の伸張を望んだものの、天皇制の堅持を主張する点で福澤とは異なり、当時の思想的立場からいえば、民権思想によって共和制をめざす一派と対立して、君主独裁を標榜する勢力に近かつたとみなすことができよう。またこの点に関連して興味深いのは宮島誠一郎の『国憲編纂起源』が、やはり日本古来の国体として君主独裁を認めながら近代における君民同治を唱え、その下での立憲政治を主張していることである。同書の公刊は明治三十八年であるが、『明治文化全集』第四卷憲政篇（日本評論社、一九二八年）の尾佐竹猛『国憲編纂起源』解題によれば、その中心となる右の見解を含む立国憲議は明治五年に太政官左院の議員であつた宮島が左院議長後藤象二郎に提出した建白書である。そしてここで注目すべきは『官員録』によれば明治六年の左院には三等議員として宮島が奉職している一方、五等議員として中金正衡が名を連ねている事実である。こうした左院における両者の関係を考えれば中金の天皇観が宮島の影響によって形成されたと推測することもそれほど不自然ではあるまい。

いずれにしても中金の思想は全てが福澤の影響を蒙っているというわけでもなく、幕末以降日本にもたらされた西欧の思想を参酌しつつ自己の考えを練りあげていったものと思われる。『内外法制沿革略』の出版は明治八年であるが、当時における西欧政治思想の移入状況を出版事情に沿って辿ってみると、前掲の福澤の著書のほかに、鈴木唯一『英政如何』（明治元年）、加藤弘之『立憲政体略』（明治元年）、同『真政大意』（明治三年）、同『国体新論』（明治七年）、中村正直『西国立志編』（明治四年）、同『自由之理』等があり、中金がこれらの諸書を参照したことは十分に考えられる。

しかし、例えば中村正直が儒学の普遍性を信じ、洋学と密接不可分の関係を保ちながら、時には洋学を包摂し、時には洋学を基礎づけるものとしてその存在意義を認め、洋学の学習の基礎として儒学的教養を求めたのに対して、福澤は机上の古典研究を主とするとして伝統的学問を否定し、個人の日常生活の視点から人間一個の独立を助けるものとしての「実学」を唱えており、両者の間には根本的な相異が認められる。⁽⁷⁾

また政府に対する人民の独立不羈という点についてみれば、加藤弘之も『真政大意』『国体新論』で政府による人民の束縛を非とするが、具体的な政府の任務ということになると、臣民の生命権利、私有を「保護」するだけでは足りず、人民を「勸導」して知識を開き、倫理を明らかにして風俗を整え、諸業の開明を「補益」する必要がある、そのために人民の上に立ちて之を統制する権利を有するとしている。

これらの点を参考にするならば、東洋における儒教的な臣民保護の政府観を排し、国民の自立自助をもって国家の基礎とする中金の主張はやはり福澤の思想に近いものであったとせざるを得ないのである。

ほかにも法の伝統に関する考え方において中金と福澤との間には類似が認められる。『内外法制沿革略』の緒言において中金は各国の制度が建国以来の慣習によって異なることをあげ、その異同を知り、併わせて本邦古今

の沿革をみるべしとしているが、福澤もまた政治改革に際して一国に行なわれてきた法の伝統を重視すべきことを主張しており、『西洋事情』外編巻之二で、

法の本は太古の舊例より起り、其由て来る所、一朝一夕のことに非らず。(中略)法の本は其國の習俗に由て来ること明白なり。(中略)一国の人望を得て政を施す者の一大緊要事は、謹で舊物を改正するに在り。妄に新奇を好み、紙上の空論を信じて其舊を棄るは、匆卒の甚しきものと云ふ可し。

と述べている。これによっても福澤の影響は確かめられるのであり、全体として『内外法制沿革略』は福澤の思想的影響を蒙りながら、一部中金の立場からくる独自の考えを加味して成立したと考えられよう。

四

中金正衡には『内外法制沿革略』のほかにも『民法略解―仏蘭西法律―』『政学概論』『明律約解』等の著書がある。これらも中金の思想を知る上で重要な著述であるので次にその内容を簡単に紹介しておきたい。

『内外法制沿革略』と同じく明治八年に刊行された『民法略解―仏蘭西法律―』は桜井精との共著によるフランス民法の解説書である。『内外法制沿革略』で欧米法研究の必要を主張していたことを承けて、その具体化である外国法律篇の一つとして書かれたものであろう。

当時、日本では既にボアソナードがフランス民法の講義を行ない、箕作麟祥等がその翻訳に従っており、中金も箕作の訳本を用いてこれに注解を施している。しかし、注釈書の公刊ということになると、国会図書館明治期刊行図書目録による限り、明治九年のボアソナード述『仏国民法契約編講義』(司法省)、ピコー著『仏国民法注

釈』、高崎佐伯編『仏蘭西民法問答』が明治十年以前のものとして存するのみで、他はすべてそれ以降に集中しているから、中金の注釈は公刊されたものとしては最も早い時期に属していたということが出来る。

明治九年刊行の『政学概論』は東本願寺派本山諸教校における一般教育用のテキストとして編まれたものである。上下二冊からなり、上巻では歴史上の政体を「君主擅制」「君主専治」「君民同治」「貴顕専治」「共和政治」等に区分し、それぞれについて説明を加えると共に、欧米各国における立法・司法・行政の三権の制度の紹介を行ない、下巻では陸海軍制度の解説に始まり、教育、租税、理財等、国家の運営に関する概要の説明が行なわれている。

これを他書と比較すると、政体の区分は加藤弘之の『立憲政体略』とよく似ており、英国に関する記述の一部は鈴木唯一『英政如何』に拠ったと思われる。ちなみに前掲『明治文化全集』第七卷政治篇の川原次吉郎・風早八十二による『英政如何』解題によれば、鈴木唯一は明治五年洋行から帰って太政官正院に出仕を命じられているが、この年居を生込二十騎町十七番地に定めている。一方、中金は同二十騎町十六番地の住人であったから、両者の間には何らかの交流のあったことが想像される。

しかし、『立憲政体略』や『英政如何』と比べると『政学概論』の叙述は遙かに詳細であり、特に英国の裁判制度に関する説明は他に例を見ない程の充実ぶりを示している。

また同書で興味深いのはミルトン、モンテスキュー、ルソー等の名をあげながら君主専治の弊害を除くものとしての立憲政体の特長について論じた部分である。ここでは立憲君主制と立憲共和政治を比較し、選挙された人民の代表による共和政治を理想としながらも、日本のように建国以来の君主制の伝統をもつ国では立憲君主制を採り、憲法によって君主の暴政を防ぐと共に人民に参政権を認めるべきであるとしている。これは当時の立憲政

治論の影響によっていると考えられるが、直接的には中金自身も触れているように明治八年に漸次立憲政体樹立の詔が発せられたことを承けたもので、『内外法制沿革略』における君主観と同様、左院に属していた中金が明治国家の官僚としての立場による制約の中で政体を論じたことの結果であろう。

次に、東洋法関係のものとしては明治十年に刊行された『明律約解』がある。明律の研究は江戸時代から盛んで、特に紀州藩では八代將軍となった吉宗を中心に代々の藩主が研究の推進に力をいれたため享保年間の高瀬喜朴『大明律例譯義』など大部の明律注釈書が作成されている。⁽⁸⁾ほかに紀州藩での成果に並ぶものとして同じく享保年間の荻生徂徠『明律国字解』があり、同書は幕末に江戸で翻刻され、明治に入ってから幅広く流布していた。

中金はこの『明律国字解』を引き合いに出し、徂徠の注釈が詳細を極めやや難解であること、また該書が律の本文を載せていないことを不満として初学者向けの注釈書の執筆を思い立ったとしている。従って、『明律約解』ではまず明律本文を掲げて略解を加え、合わせて清律の注釈をも引用して読者の便に供している。

明律本文の底本については特に記されていないが、徂徠の弟で北溪と号した荻生(物部)観によるいわゆる物観本明律を引いたと思われる。物観本明律は享保八年に初めて翻刻されたが、明治三年に至って補刻されており、中金も入手可能であった。また物観本明律の底本と『明律国字解』の引用する律文及び原注の底本は必ずしも一致せず、例えば名例律の「徒流人在道会赦」の原注で物観本が「沿路」とする所を国字解では「沿途」としている事などが指摘されているが、中金の『明律約解』では当該部分は「沿路」とされており、物観本明律と一致する。この外、律文に施された訓点も物観本とほぼ一致しているので、恐らく中金は『明律国字解』と共に物観本明律を手元に置いて作業を進めたものと考えられる。

次に明治に入って新法も制定されている時期にわざわざ中国律をとり上げる理由については、新律綱領、改定律例も法文の体裁や字句は従来^の明・清律に倣っており、内容的にも古来の中国法の伝統を残していることをあげ、新法の研究には依然として中国律に関する知識が必要だからであるとされている。また技術的な問題として、西洋法の移入に際して、法律の文章の適切な翻訳を行なう上で律文に習熟していることが助けになると説いている。

『内外法制沿革略』や『政学概論』にも述べられていることであるが、中金はナポレオン以来のフランスにおける法制整備の成果を高く評価しており、その移入の必要を主張していた。しかし、一方で日本のように古くからの中国法の伝統をもつ国では俄かに西洋法のみを行なうことは困難であるとして、「律学者」は「洋学」を「主学」としつつ、中国律にも通暁するを良しとしたのである。前途の如く、福澤もまた一国における法の伝統を重視すべきであるとしており、この点で中金の主張は福澤のそれと共通しているが、『明律約解』の刊行によって自己の主張の具体化に向かって一歩進んだものとみなすことができよう。

このように一連の著作を概観すると中金が日本の近代化における国民教育の必要を認識し、そのために広く日本・中国・西洋の制度を紹介しようと思図していたことが明らかとなる。またその著書はほとんどが明治八年から十年の間に集中して刊行されている。前述の如く、中金は明治六年には立法部門を担当する太政官左院に勤務しているから、ここで内外のさまざまな法制資料に接していたと思われる。おそらく、そうした日常が幕末の蘭学修業時代に培われていた西欧の知識に対する関心を甦らせ、短期間に次々と著作を発表する原動力となったのであろう。

五

以上、大雑把に『内外法制沿革略』を中心として中金正衡の業績を紹介してきたが、最後に中金と福澤の関係について触れておきたい。

前述の如く、『福翁自伝』にみる限り、福澤の中金（奥平壹岐）に対する印象は決して好ましいものではなく、明治に入ってから両者の間に直接の交流はなかったようである。中金正衡の名で慶應義塾出版社から『傳染病豫防法心得書演解』を出版したとされているが、これは塾員飯田平作の尽力によるもので、前掲『福澤諭吉傳』第一巻には飯田の言として、

私は中金とは同郷の關係から懇意にしてみました。或時中金を尋ねましたところ、こんなものを書いたといふて衛生に關する著述の原稿を見せられました。いかにもわかり易く通俗に書いてあるので、これは出版社で出して上げようと引受けて持ち帰ったが、先生と中金とは長崎以来のいきさつもあり、其當時互に交際往来もなかったので、私の一存で先生には無断で出版してしまつたのです。併し後になってから先生が何ともいはれなかつたのを見れば、先生は其頃はもう中金のことを格別気にしてもゐられなかつたのだらうと思ひます。

と語られており、同書の出版に福澤の関与していなかったことが知られる。しかし、少なくとも中金が慶應義塾關係者と親交を結んでいたことはまちがいないし、『内外法制沿革略』が明治初期の福澤の著書に示された思想の影響を受けて書かれ、さらにその一本が何らかの経緯によって慶應義塾の所蔵となつたことをみれば、明治に入ってから中金と福澤との間には目に見えぬ糸が繋がっていたように思われる。

そして、このような視点からもう一度『福翁自伝』を読み返すとこれまで福澤の敵役としてのみ扱われてきた奥平壹岐についてやや異なった評価が可能になるのである。福澤自身、『福翁自伝』の中で蘭学教授として江戸藩邸へ呼ばれた際の述懐として、

壹岐と私との関係に就ては、私は自から自慢をしても宜いことがある。是れは如何しても悪感情がなければならぬ筈、衝突がなければならぬ筈、けれども私は其人と一寸とも戦たことがない。彼は私を敵視し愚弄して居ると云ふことは長崎を出た時の様でチャント分つて居る。(中略)けれども其後私は毎度本人に逢ふて假初にも怨言を云ふた事のない所ではない、態と舊恩を謝すると云ふ趣ばかり装ふて居る中に、又もや其大切な原書を盗寫したこともある。先方も悪ければ此方も十分悪い。けれども唯私其事を人に語らず顔色にも見せず、御家老様と尊敬して居たから、所謂國家老のお坊さんで、今度私を江戸に呼寄せる事に就ても、家老に異議なく直に決して幸であったが、實を申せば壹岐よりも私の方が却て罪が深いやうだ。

としており、長崎での事件直後の憤激した様子に比べるとその表現が微妙に変化している。福澤の言うように壹岐には家老の家に生まれた者として貴人特有の育ちの良さがあり、執拗に下僚をいじめ抜いたり、邪悪な企みを為すが如き人物であったとは思えない。福澤に対する姿勢にしても、客観的にみれば長崎で砲術家山本物次郎を紹介したことに始まり、事件以後も貴重な原書を福澤に貸し与え、さらに蘭学教授として江戸へ呼び寄せる際にも江戸家老としてその責に任じるなど、一貫して便宜を図ってやっているのである。

こうしてみると母の病いを理由として福澤を長崎から中津へ呼び戻そうとした偽手紙の一件にしても福澤の側に何らかの誤解があったのではないかと思えてくる。この点については河北展生氏も本号掲載の「福澤諭吉の蘭学修行と奥平十学（壹岐）」と題する論考で詳細に論じておられるが、『福翁自伝』の当該記事には

何れ長崎の伴壹岐の方から打合のあったものと見えて、其隠居が従兄の藤本を呼に來て、隠居の申すに、諭吉を呼

還せ、アレが居ては伴壹岐の妨げになるから早々呼還せ、但しソレに就ては母が病氣だと申遣はせと云ふ御直の嚴命が下ったから、云々

とあり、中津にあって偽手紙の送付を直接福澤の従兄藤本元岱に指示したのは壹岐の実父奥平与兵衛であって、それが長崎にいた壹岐との打ち合わせによるといふのは福澤の推量にすぎないことが知られる。

また福澤が中津からの件の書状を何喰わぬ顔で壹岐に見せたところ、壹岐が驚いた様子で帰省をすすめ、さらに再遊の便宜を図るべしとの福澤の従弟宛の手紙を託したので、芸の細かい企みだとして福澤は怒りを新たにするのであるが、母の病の件は本人が帰省すればすぐに嘘と知れる事で、壹岐にここまで念を入れる必要があったとは思えない。壹岐自身が真相を知らなかったとすれば、むしろ上長として常識的な反応といえるのではないだろうか。むしろ、福澤の性格からくる闊達自在な振る舞いは上流武士の家庭に育った壹岐には時に目に余ることもあり、中津の父に不満を訴えたことはあったかもしれないが、偽手紙の一件は息子を案じた父与兵衛の独断によるものであり、壹岐の関与は福澤の誤解であった可能性が強いようである。

この事件に内心激怒した福澤は長崎を出発した後、中津に立ち寄ることなく上方へ向かい、後年の壹岐との交流の中でもこの件に触れることがなかった為、真相を明らかにする機会が失なわれてしまったのであろう。しかし、『福翁自伝』に後日の述懐として

實を申せば壹岐よりも私の方が却て罪が深いようだ

としているように、福澤自身時の経過につれてやや考え直すところもあつたようである。そのせいか、壹岐の失脚事件について、福澤は『舊藩情』の中で、

中津藩に於ては古来未曾有の大事件、若し此事をして三十年の前にあらしめなば即日其黨與を捕縛して遺類なきは

疑を容れざる所なれども、如何せん此時の時勢に於て之を抑制すること能はず、遂に姑息の策に出で其執政を黜けて一時の人心を慰めたり。

として、むしろ壹岐に同情的な立場をとっている。

全ては憶測の域を出ないが、いずれにしても『内外法制沿革略』やその他の著書を通して見れば、奥平壹岐改め中金正衡は明治以降は慶應義塾関係者と親交を結ぶばかりでなく、福澤の思想をいち速く採り入れるなど、福澤にとつては私淑者の一人ともいえる人物であったわけで、ここに『福翁自伝』の記述から受ける印象とは異なる新たな奥平壹岐像が浮かび上がってくるのである。

また中金の業績はこれまで特に脚光を浴びることもなく過ぎてきたが、幕末から明治にかけて学問に専念できた福澤とは異なり、中金が幕末の政治的動乱を直接体験していたことを考えれば、その著作の質と量には驚ろくべきものがある。中金の曾孫中金武彦氏の調査によつて判明した処であるが、正衡の日記『適薩俗記』の慶応元年から同二年の記述によれば、中津藩を退身した正衡は江戸で勝海舟と接触し、その紹介で小松帯刀の知遇を得て一時は薩摩藩への仕官の話もあったようである。しかし、結局、奥平七族の末流で当時松山藩の家老であった奥平清記(紀)の斡旋によつて松山へ迎えられ、そこで土佐藩による松山城攻撃に遭遇して⁽¹⁰⁾いる。

このように動乱の渦中に身を置いていたにもかかわらず、中金の学問的素養の深さには並み並みならぬものがある。福澤をはじめ加藤弘之、中村正直など明六社によつて西欧思想の紹介に努めた人々と比べてもその知識の該博さにおいて何ら遜色がなく、その業績は正当に評価されるべきであろう。

今後の研究が俟たれる所以である。

註

- (1) 『福澤諭吉全集』第七卷(岩波書店、一九五九年)。以下、本稿で福澤諭吉の著作に触れる場合は全て同全集による。
 - (2) 石河幹明『福澤諭吉傳』第一卷(岩波書店、一九三二年)。
 - (3) 佐藤誠実『律令考』(国学院雑誌、第五卷十三、第十六卷三、一八九九年。同第六八卷八号、一九六七年に再録。のち同『律令格式論集』汲古書院、一九九一年に所収)。
 - (4) 中田薫『古法雜観』(法制史研究第一号、一九五一年。のち同『法制史論集』第四卷、岩波書店、一九六四年に所収)。
 - (5) 江戸時代における律令研究については、利光三津夫『律令制の研究』第二章第五節「江戸期における律令学」(慶應通信、一九八一年)に詳しい。
 - (6) 寛政八年、中津藩校進脩館の創設に尽力し、初代教授となった倉成善司(龍渚)は伊藤東涯の門人であり、その学統は中津の藩学として受け継がれていったから、中金もその影響を受けていたと考えられる(中津の藩学については『中津藩史』碧雲堂、一九四〇年参照)。
 - (7) 松本三之介「新しい学問の形成と知識人——阪谷素・中村敬宇・福沢諭吉を中心に——」(日本近代思想大系10『学問と知識人』岩波書店、一九八八年)。
 - (8) 紀州藩における明律研究については、松下忠『紀州の藩学』(鳳出版、一九七四年)。また高瀬喜朴と紀州藩の明律研究については高塩博『大明律例譯義』について(小林宏・高塩博編著『高瀬喜朴著 大明律例譯義』創文社、一九八九年)に詳しい。尚、本稿の執筆にあたっては高塩博氏の御好意により国学院大学日本文化研究所所蔵の『明律訳解』を借覧した。ここに記して謝意を表する次第である。
 - (9) 徂徠物茂卿著内田智雄・日原利國校訂『律例 定本明律國字解』(創文社、一九六六年)の内田智雄氏による解題。
 - (10) 『日本人名大事典』(平凡社、一九三七年)の奥平寄梅の項及びその典拠である『下毛郡誌』には文久三年の事件の後、壹岐は中津に失意の日々を送り、一時松山藩に仕えることあるも、晩年は京都に客寓して病没せり、とする。しかし、明治以降の中金の官歴は本文に述べた通りであるし、明治十七年に没し、東京四谷の長善寺(笹寺)に葬られている。
- 国立公文書館所蔵 中金正衡著作一覧
 (付 内閣文庫図書分類索引)
- 大倭語学手引草 明治四年、二〇七函—二五〇号。
 政学概論 明治九年 一八七函—一三〇号。内外法制沿革略 明治八年 一八七函—一二七号。
 民法略解—仏蘭西法律—桜井精共著 明治八年 一八六函—一六七号。

明律約解 明治十年 一八二函―五九七号。

国会図書館明治期刊行図書目録によれば他に 西洋法律初学 明治七年、世渡り物語 明治六年、世界風俗往来 明治六年がある。

《付記》

本稿執筆に際して、慶應義塾大学名誉教授・大妻女子大学教授河北辰生氏及び慶應義塾高等学校教諭佐志博氏より中金正衡に関する御教示を賜わった。また東京大学名誉教授・駿河台大学教授松本三之介氏より明治における学問思想一般について懇切なる御示教を賜わった。ここに特記して謝意を表する次第である。

ところで、筆者は平成四年春、奇しくも中金正衡の曾孫に当たる中金武彦氏の知遇を得、正衡の人物像を知る上で貴重な事実を伺うことができた。その間の経緯については、『三田評論』第九三九号（慶應義塾、一九九二年、八・九月合併号）掲載の河北・中金両氏との鼎談「福沢諭吉と奥平宍岐」に詳しいが、ここに改めて感謝を捧げたい。